

別表（第2条関係）
業種別算定基準表

建築物等種別		算定単位	1人又は 1㎡当たり 1日最大 使用水量	算出方法
一般住宅		1戸当たり 2.2人	0.49m ³	2.2人×0.49m ³ ×戸数×算定基準額
共同住宅	ファミリー	1戸当たり 2.2人	0.49m ³	2.2人×0.49m ³ ×戸数×算定基準額
	ワンルーム	1戸当たり 1.2人	0.49m ³	1.2人×0.49m ³ ×戸数×算定基準額
	管理人室25 ㎡以上	1室当たり	—	86,563円×室数
	管理人室25 ㎡未満	〃	—	47,216円×室数
	集会室	床面積1㎡ 当たり	0.022m ³	床面積×55%×0.022m ³ ×算定基準額
	共用水栓	水道メータ ー1個当 たり	—	47,216円×個数
食品店舗		床面積1㎡ 当たり	0.06m ³	有効床面積×0.06m ³ ×算定基準額
食品以外の店舗		〃	0.022m ³	有効床面積×0.022m ³ ×算定基準額
会社事務所		〃	0.022m ³	床面積×57%×0.022m ³ ×算定基準額
工場		〃	0.01m ³	有効床面積×0.01m ³ ×算定基準額
スーパーマ ーケ ット		〃	0.022m ³	①有効床面積×0.022m ³ ②作業室がある場合別途加算 ③事務室がある場合別途加算 (①+②+③)×算定基準額
コンビニエ ンス ストア		〃	0.022m ³	有効床面積×0.022m ³ ×算定基準額
官公署		〃	0.022m ³	床面積×57%×0.022m ³ ×算定基準額
会館		〃	0.022m ³	床面積×55%×0.022m ³ ×算定基準額

パチンコ店	〃	0.022m ³	①床面積×55%×0.022m ³ ②その他の用途がある場合別途加算 (①+②)×算定基準額
映画館	〃	0.022m ³	床面積×55%×0.022m ³ ×算定基準額
デパート	〃	0.022m ³	①床面積×60%×0.022m ³ ②食堂街等は別途加算 (①+②)×算定基準額
病院	〃	0.022m ³	床面積×48%×0.022m ³ ×算定基準額
倉庫	1棟当たり	—	①棟数×1.078m ³ ②事務室がある場合別途加算 (①+②)×算定基準額
幼稚園・保育園	床面積1m ² 当たり	0.0175m ³	①床面積×60%×0.0175m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
小学校	〃	0.0175m ³	①床面積×60%×0.0175m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
中学校	〃	0.0175m ³	①床面積×60%×0.0175m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
高等学校	〃	0.01m ³	①床面積×60%×0.01m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
大学	〃	0.01m ³	①床面積×60%×0.01m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
予備校・塾	〃	0.01m ³	①床面積×60%×0.01m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
料理学校	床面積1m ² 当たり	0.0325m ³	①床面積×60%×0.0325m ³ ②職員等人数×0.1m ³ (①+②)×算定基準額
職員・教職員	1人当たり	0.1m ³	職員等人数×0.1m ³ ×算定基準額
寮・社員寮	〃	0.49m ³	①人数×0.49m ³ ②食堂がある場合別途加算

			③集会施設がある場合別途加算 ④管理人室がある場合別途加算 (①+②+③+④) × 算定基準額
料理店	床面積 1 m ² 当たり	0.05 m ³	①有効床面積×0.05 m ³ ②常住者がいる場合 人数×0.49 m ³ (①+②) × 算定基準額
合宿所	〃	0.052 m ³	有効床面積×0.052 m ³ ×算定基準額
給食センター	〃	0.05 m ³	①有効床面積×0.05 m ³ ②常住者がいる場合 人数×0.49 m ³ (①+②) × 算定基準額
図書館	〃	0.01 m ³	①有効床面積×0.01 m ³ ②職員等人数×0.1 m ³ (①+②) × 算定基準額
ホテル	客室床面積 1 m ² 当たり	0.068 m ³	①客室床面積×0.068 m ³ ②その他の用途がある場合は別途加算 (①+②) × 算定基準額
ガソリンスタンド	—	—	①店舗床面積×57%×0.022 m ³ ②修理場床面積×0.018 m ³ ③洗車機は別途算定による 1日最大使用水量 (①+②+③) × 算定基準額
老人ホーム	老人 1人当 たり	0.49 m ³	①人数×0.49 m ³ ②職員等人数×0.1 m ³ (①+②) × 算定基準額
鮮魚店	1戸当たり	2.3 m ³	戸数×2.3 m ³ ×算定基準額
八百屋	〃	1.2 m ³	戸数×1.2 m ³ ×算定基準額
豆腐店	〃	3.5 m ³	戸数×3.5 m ³ ×算定基準額
肉屋	〃	1.2 m ³	戸数×1.2 m ³ ×算定基準額
クリーニング店	〃	2.3 m ³	戸数×2.3 m ³ ×算定基準額
写真店	〃	2.3 m ³	戸数×2.3 m ³ ×算定基準額
美容院・理容店	〃	2.3 m ³	戸数×2.3 m ³ ×算定基準額
施設に付属する 食堂	床面積 1 m ² 当たり	0.006 m ³	有効床面積×0.006 m ³ ×算定基準額
特殊公衆浴場	〃	1.2 m ³	有効床面積×1.2 m ³ ×算定基準額
タクシー会社	1台当たり	0.5 m ³	①台数×0.5 m ³

			②建築物等は別途加算 (①+②) × 算定基準額
プール	容量	—	別途算定による1日最大使用水量 × 算定基準額
共用水栓	水道メーター1個当たり	—	47,216円 × 個数
その他	上下水道事業管理者が別に定める金額		

備考

- 1 この表により算定される工事負担金の額は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 床面積及び水量は、それぞれ小数点以下第3位（小数点第4位切捨て）まで算出する。
- 3 ワンルームタイプの共同住宅であって、1戸当たりの床面積（バルコニー、ベランダ、パイプシャフトその他の居住の用に供さない部分を除く。）が25㎡以上のときは、ファミリータイプの共同住宅として算定する。

(令和4年4月1日施行)